

※工事請負契約書に記載する発注者名を記入します。

平成〇年〇月〇日

盛岡市長 ○○○
盛岡市上下水道事業管理者 ○○○ 様

※提出日を記入します。

記載例(土木)

受任者 住所

盛岡市〇〇町〇〇

株式会社 ○〇工業

氏名

代表取締役 ○〇 ○〇

印

※工事請負契約書に記載する内容を記入します。

請負代金内訳書

※押印が必要です。

工事名

〇〇〇〇工事

工事場所

盛岡市〇〇町〇〇地内

契約年月日

平成〇年〇月〇日

工期

平成〇年〇月〇日

から

平成〇年〇月〇日

まで

費目	工種	種別	細別	規格	単位	員数	単価	金額
直接工事費					式	1		12,825,000
間接工事費	共通仮設費	共通仮設費率分			式	1		2,385,000
		運搬費			式	1		150,000
		準備費			式	1		10,000
		仮設費			式	1		100,000
		事業損失防止施設費			式	1		150,000
		安全費			式	1		15,000
		役務費			式	1		10,000
		技術管理費			式	1		10,000
		営繕費			式	1		22,000
	現場管理費	法定福利費	健康保険料		式	1		196,800
			厚生年金保険料		式	1		183,000
			雇用保険料		式	1		8,000
			その他		式	1		460,000
		その他			式	1		2,852,200
	一般管理費等				式	1		1,425,000
合計								20,802,000

(注)1に掲げる項目について該当する項目を記載してください。

共通仮設費率分に含まれない内容について、必要に応じ別途積上げにより算定する費用を計上してください。

- (注) 1 共通仮設費については、内訳として運搬費、準備費、仮設費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費があり、本工事で該当する項目全てについて記入すること。
 2 現場管理費については、内訳として法定福利費（健康保険料、厚生年金保険料（児童手当拠出金含む）、雇用保険料及びその他）の各項目及びその他の全てについて記入すること。
 3 様式は適宜変更して構わない。

現場労働者に関する社会保険等の法定の事業主負担額(法定福利費)を記載して下さい。
 記載金額は例であり、各社・業種によって大きく異なるため、適切な値を用いてください。

合計額(税抜) = 契約額(税抜) となるように記載してください。

※工事請負契約書に記載する発注者名を記入します。

平成〇年〇月〇日

盛岡市長 ○○○
盛岡市上下水道事業管理者 ○○○ 様

※提出日を記入します。

記載例(建築)

受任者 住所 盛岡市〇〇町〇〇
株式会社 ○〇工業
代表取締役 ○〇 ○〇 印

※工事請負契約書に記載する内容を記入します。

※押印が必要です。

請負代金内訳書

工事名 ○○○○工事
工事場所 盛岡市〇〇町〇〇地内
契約年月日 平成〇年〇月〇日
工期 平成〇年〇月〇日 から 平成〇年〇月〇日 まで

費目	工種	種別	細別	規格	単位	員数	単価	金額
直接工事費					式	1		24,245,500
間接工事費	共通仮設費	共通仮設費率分			式	1		2,385,000
		準備費			式	1		150,000
		仮設建物費			式	1		10,000
		工事施設費			式	1		100,000
		環境安全費			式	1		150,000
		動力用水光熱費			式	1		15,000
		屋外整理清掃費			式	1		10,000
		機械器具費			式	1		10,000
		その他			式	1		22,000
	現場管理費	法定福利費	健康保険料		式	1		196,800
			厚生年金保険料		式	1		183,000
			雇用保険料		式	1		8,000
			その他		式	1		460,000
		その他			式	1		2,477,200
	一般管理費等							3,139,500
合計								33,562,000

(注)1に掲げる項目について該当する項目を記載してください。

共通仮設費率分に含まれない内容について、必要に応じ別途積上げにより算定する費用を計上してください。

- (注) 1 共通仮設費については、内訳として運搬費、準備費、仮設費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費があり、本工事で該当する項目全てについて記入すること。
2 現場管理費については、内訳として法定福利費（健康保険料、厚生年金保険料（児童手当拠出金含む）、雇用保険料及びその他）の各項目及びその他の全てについて記入すること。
3 様式は適宜変更して構わない。

現場労働者に関する社会保険等の法定の事業主負担額(法定福利費)を記載して下さい。
記載金額は例であり、各社・業種によって大きく異なるため、適切な値を用いてください。

合計額(税抜) = 契約額(税抜) となるように記載してください。

Q. 「内訳明示」する法定福利費の範囲は？

A. 原則として健康保険料(介護保険料を含む。), 厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金を含む。), 雇用保険料のうち, 現場労働者(技能労働者)の事業主(会社)負担分が対象になります。

Q. 保険料率はどのように調べるのか？

A. それぞれの保険に応じて, 適用する保険料率を調べて下さい。

- ・健康保険料 → 協会けんぽのウェブサイト等(個別に健康保険に加入している場合は, 組合に問い合わせ)
- ・厚生年金保険料 → 日本年金機構のウェブサイト
- ・雇用保険料 → 厚生労働省のウェブサイト

Q. 介護保険料はどのように計算するのか？

A. 介護保険の対象者は, 基本的に40歳から64歳までの方になります。実際の現場労働者に占める40歳以上の割合を把握するのは困難な場合, 協会けんぽウェブサイト掲載の割合(被保険者全体に占める40~64歳の者の割合)を用いる方法が考えられます。

Q. 法定福利費も消費税の対象となるのか？

A. 法定福利費分も消費税の対象となります。

Q. 下請企業に工事を発注する場合は, 下請企業の法定福利費も含めて見積書を作成するのか？

A. 下請企業に工事を発注する予定がある場合には, 下請企業の法定福利費も含めて見積書を作成して下さい。ただし, 見積書を作成する段階では下請企業に工事を発注するか決まっていない場合が多く, 自社で全て施工した場合にかかる法定福利費を計算し, 外注した分は下請に支払うこととなります。

Q. 健康保険, 厚生年金保険が適用されない労働者の法定福利費の扱いは？

A. 常用労働者が5人未満の個人事業所は, 健康保険や厚生年金保険の適用対象外となり, 法定福利費は発生しないため, 内訳明示する法定福利費から除外する必要があります。ただし, 見積もり段階で適用対象外となる作業員を把握することが難しい場合は, 全て作業員の加入を前提とした法定福利費を明示して下さい。

Q. 見積書の作成方法を知りたい場合には何をみればいいのか？

A. 各専門工事業団体では, 業種毎に法定福利費を内訳明示するための「標準見積書」を作成していますので, これを活用し, 法定福利費を内訳明示した見積書を作成して下さい。また, 国土交通省では各下請企業が自ら負担しなければならない法定福利費を見積もる方法を解説した「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」を作成し, ホームページに公表しています。

↓ 法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(国土交通省ホームページ)

<http://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>